

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第1回）議事録

1. 開催日時 平成29年5月22日（月）15時～

2. 開催場所 文化会館 大会議室

3. 出席団体名

和洋女子大学（委員長）、浦安手をつなぐ親の会（副委員長）、いちょうの会
浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」
浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市聴覚障害者協会
浦安市社会福祉協議会、介護給付費等の支給に関する審査会、株式会社オリエンタルランド
社会福祉法人なゆた、千葉県弁護士会京葉支部、社会福祉法人サンワーク
社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人敬心福祉会、NPO法人タオ
NPO法人千楽chi-raku、NPO法人発達わんぱく会、NPO法人フレンズ
こども発達センター、教育研究センター、健康福祉部長、健康福祉部次長

4. 議題

- (1) 計画の概要と計画策定スケジュールについて
- (2) 障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画に係る基本方針について
- (3) 当事者・事業者アンケート調査結果報告
- (4) 市の現状について

5. 資料

- (1) 議題1資料(1) 計画の概要と計画策定スケジュールについて
- (2) 議題1資料(2) 浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱
- (3) 議題1資料(3) 平成29年度浦安市障がい者福祉計画策定委員会名簿
- (4) 議題1資料(4) 年間スケジュール
- (5) 議題2資料 障害者基本計画及び第5期障害福祉計画に係る基本方針について
- (6) 議題3資料 障害福祉サービスの提供にかかる調査結果概要報告
- (7) 議題4資料 市の現状について

6. 議事

1. 開会

事務局：ただ今より、浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。開催にあたり、事務局より委員の皆さまにお願いがございます。議事の記録、及び会議を円滑に進めるため、ご発言の際には挙手をいただき、委員長の「〇〇委員、お願いします」との発言を受けてから、団体名と氏名を述べていただいた後にご発言をお願いいたします。当委員会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際には、ゆっくりお話しくださいますようお願いいたします。進行が速いようであれば、恐れ入りますが手話通訳の方より挙手でお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、浦安市健康福祉部部長より皆さまにごあいさつ申し上げます。

健康福祉部長：健康福祉部長と申します。本日はご多忙の中、第1回障がい者福祉計画策定委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本年度は新たに平成30年度からスタートする福祉計画の策定の年度となっております。今計画につきましては、私から申すまでもございませんが、障がいのある人が地域の中で自立した生活が送れるよう、総合的な生活支援のための整備目標等を明記し、生活全般にわたる方向性を明らかにするというような計画になっています。平成26年度に現在の計画を策定したところですが、その後法改正などもあり、昨年度において新たな計画の策定のためのヒアリング調査、アンケート調査なども実施しております。更には、当事者の皆さまからのご意見も拝聴してきたところでございます。今後は、本日お集まりいただきました委員の皆さまから、それぞれのお立場でのご意見を伺いながら、よりニーズに合った計画の策定を目指していきたいと考えておりますので、ご指導いただきたくお願いをいたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございます。

それではここで、浦安市障がい者福祉計画策定委員会の概要についてご説明します。障害者総合支援法では、市町村が障がい者福祉計画を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ自立支援協議会の意見を努めなければならないと規定しております。これにより、浦安市では自立支援協議会内に障がい者福祉計画策定委員会を設置したものになります。委員は市長の指名により、選任をしております。内訳として、自立支援協議会委員の方が20人、部会所属の委員で当事者団体に所属している方が4人、障害福祉サービス事業所代表の方1人、関係機関に所属する方1人、計26人の方に委員をお願いしております。委員の任期については、計画策定が終了するまでの間、予定としては平成30年3月31日までとしております。また、委員長、副委員長については、それぞれ自立支援協議会の会長、副会長が兼務することとなっております。当委員会は、傍聴が可能な会議であり、委員名簿と委員の氏名を掲載した議事録を浦安市のホームページ等で公開してまいります。自立支援協議会同様、委員の方がご欠席の場合の代理出席はできませんのでご注意願います。この他、委員長が特に意見等を求める必要があると認めた場合には、委員以外の方を本委員会に出席させ、意見を求めることができるとなっております。本委員会の議論の中で、個人情報扱われた場合の守秘義務については、委員の職を引いた後もこれを有することといたします。本委員会の事務局業務は、障がい事業課で取り扱います。また、障がい者福祉計画策定委員会の議事録作成や計画書の作成については、コンサルティング会社に業務委託をしております。本日より、第6回の会議まで、株式会社名豊の担当者が本委員会にも同席をいたしておりますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。概要の説明は以上でございます。組織については、事前にお配りしました浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱で規定しておりますので、ご確認をお願いいたします。尚、策定スケジュール等については、後ほど事務局よりご報告をさせていただきます。

(委員紹介)

事務局：はじめに委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。

委員の皆さまには恐れ入りますが、それぞれ自己紹介をお願いいたします。委員長、副委員長に続き、いちよりの会様から着席順にお願いいたします。

委員長：先ほどの自立支援協議会で今年度より新たに会長となりました、和洋女子大学と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私はもともと理学療法士という国家資格を持っており、大分県別府市にあります国立の施設で理学療法士として勤務しておりました。国立の施設ということで人事異動という形で、異例ではあるのですが厚生労働省の本省のほうに平成17年4月にまいりました。そこから9年間、障がい福祉の専門官を務めてまいりました。国のほうで制度をつくり、そのフレームをつくってきたという経験から、和洋女子大学に移りましても障がい福祉を専門とさせていただいております。国が制度をつくり、市町村のほうで運営をしていくという段階があります。そういった中で、うまく運用していかなければいけないという立場でございます。皆さま方のご協力をぜひお願いしたいと思っております。

また、障がい者福祉計画につきまして、この委員会で議論をするということになっております。ぜひ活発なご意見をお願いしたいと思っております。

副委員長：本年度より自立支援協議会の副会長と、この策定委員会の副委員長を任命されました、浦安手をつなぐ親の会と申します。私の子育てのときは、サービスも何もなく、卒業後は親が面倒をみななければいけないと言われていた時代を過ごしてまいりました。今のようにサービスがたくさんあるという世の中は非常にうらやましいのですが、私自身も勉強しなければいけないことがたくさんありますので、これからもよろしくお願いいたします。

いちょうの会：いちょうの会と申しまして、主に精神障がい、統合失調症を患っている当事者を抱えている家族会です。同じ統合失調症と言っても、話し合いの中ではみんな状況が違います。そういった面で難しい部分があります。また、外部からの手助けを遠慮し、外部に漏れないように何年も過ごしてきた家族の方が多いです。いろいろな方から手助けをしていただいておりますので、もっと自分たちから声をあげられるようになるとよいと考えております。よろしくお願いいたします。

浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」：浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」と申します。よろしくお願いいたします。肢体不自由児と言いましても、重度の子どもから軽度の子どもまでいろいろな幅があります。利用するサービスについても、この子は利用できるがこの子は利用できないというような壁がございます。この辺の壁を少しずつ砕いていけたらよいと思っております。

社会福祉法人なゆた：社会福祉法人なゆたと申します。堀江のほうで障害福祉サービスの事業をおこなっております。遊ぶ事業、働く事業、暮らす事業、この3つのトータルサポートをつなげるように毎日事業のほうを頑張っております。私もまだまだ未熟なところがたくさんございますので、こちらの会で勉強させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

NPO法人フレンズ：NPO法人フレンズと申します。当法人では、主にグループホーム事業と障がい者の方の就労の現場の事業をおこなっております。自分自身もまだまだわからないことだらけですが、何かご協力できたらと思います。よろしくお願いいたします。

社会福祉法人敬心福祉会：障がい者福祉センターと申します。自立支援協議会のほうでは、社会福祉法人敬心福祉会となっておりますが、市の障がい者福祉センターを指定管理者の受託者として受けております。障がい者福祉センターは55名定員の生活介護の事業と、50名定員の就労継続支援B型事業、後は5年ほど前から特定相談支援事業をおこなっております。私はセンターができた15年ほど前から、主に就労の事業に関わっております。

少し相談支援事業にも関わったことがあります、まだまだわからないことがたくさんあります。勉強しながら、皆さんのお役に立てるような意見が出せればよいと思っております。よろしく願いいたします。

NPO法人千楽chi-raku：NPO法人千楽で、放課後デイサービス、日中一時支援、相談支援事業、生活訓練、自立訓練、生活介護、就労継続支援B型で管理者をしています。日頃より、市内の障がい者、障がい児の皆さまの支援に携わらせていただいております。よりよい計画の作成のため、私自身も勉強させていただきながら意見を出させていただければと思います。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：基幹相談支援センターと申します。よろしく願いいたします。受託法人は、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともでございます。今日は、基幹相談の一相談員、また所長として参加させていただいております。この計画づくりに関しては、我々が支援しております利用者さん、またそのご家族のニーズ、地域の相談員さん、サービス提供事業者の皆さんから寄せられる声をベースに、有意義な計画づくりに貢献できるよう頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

社会福祉法人サンワーク：社会福祉法人サンワークと申します。ソーシャルサポートセンターを指定管理として受けております。ソーシャルサポートセンターでは、地域活動支援センターⅡ型と相談支援、また6月から訪問看護をスタートさせます。精神に障がいのある方が、浦安市内に行き場がないということが現状としてあります。そういった声が発せられないなど、現状というものをこの計画策定の中に反映させられるような意見交換ができたらいと思っております。よろしく願いいたします。

NPO法人発達わんぱく会：NPO法人発達わんぱく会と申します。「こころとことばの教室 こっこ」という名前で、発達障がいの幼児の支援をしております。障がい者福祉計画に、子どもやその保護者のためになる施策が入るように委員として取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

浦安市自閉症協会：浦安市自閉症協会と申します。当事者団体となっておりますが、当事者というよりは当事者の親の団体です。当事者側の本音を皆さんに聞いていただき、よい形にいろいろなことが進んでいけばよいと思っております。よろしく願いいたします。

浦安市身体障害者福祉会：身体障害者福祉会です。うちのグループは親睦を目的とした団体で、歴史は長いのですが、会員の皆さん方が高齢化してしまい、年寄りばかりの身体障がい者の会のような感じになっています。昨日も総会がありましたが、現在会員が50数名、賛助会員が7、8名で大体62、3名の団体となっております。一時は100人を越えた団体でした。それがだんだんそれぞれの分野でわかれて、それぞれの会をつくっていったという経過があります。もともと身体障がい者というのは、最初は精神から知的、いろいろな分野の方が一緒でした。それが、それぞれの立場で会をつくり上げていったという状態のものの団体です。現在、最初に入ってきた身体障がいの方が高齢化して、平均年齢70歳以上です。若い人たちが入ってくれないかと待っているのですが、それぞれの自分に合ったグループに入るといった状態です。策定委員会のメンバーに入れていただき、交流をしていろいろな意見もお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

NPO法人タオ：NPO法人タオと申します。タオは平成20年から、就労移行支援、少し遅れて就労継続B型、A型、グループホームをおこなっており、現在利用されている方が60名ほどいらっしゃいます。浦安市ワークステーションのほうに入らせていただいて、就

労支援センターのほうも受託事業としておこなっております。私は、グループホームの管理と事務をしております。策定委員会には初めての出席で緊張しておりますが、勉強していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

介護給付費等の支給に関する審査会：介護給付費等の支給に関する審査会です。この審査会は、障がい者の障がい区分についての審査をする会です。私は、千葉県の方の審査会の委員もやっていますが、浦安は障がい福祉に関して、他の市町村に比べると恵まれていると思います。そういった意味でも、浦安の障がい福祉に関して、よりよい計画が立てられるこの委員会に参加できることにとても意味があると思っております。よろしくお願い申し上げます。

千葉県弁護士会京葉支部：千葉県弁護士会京葉支部と申します。弁護士会は強制加入団体となっております、すべての弁護士はどこかの弁護士会に入ることになっています。弁護士会の中には、委員会という制度があり、この委員会は任意ではあるのですが、それぞれが得意、興味のある分野の委員会に入っています。私は弁護士になり12年目くらいなのですが、当初から高齢者、障がい者支援センターというところに入っています。名前の通り、高齢者、障がい者に関する問題を研究したり、問題にどう対処するかということをおこなっています。今は特に、後見人をいかに適正に運営していくかということが大きな問題になっています。その他精神科病院への出張相談などもおこなっています。今日はチラシを持ってこなかったのですが、月曜日の午前、水曜日の午後に高齢者、障がい者のための無料電話相談を行っており、高齢者、障がい者の方はもちろん、支援者からのお電話でもかまいませんのでよろしければ利用してください。私自身は、今猫実に事務所があり、成年後見人を務めることが多いです。そういったこともあり、社会福祉士の資格をとり、今は精神保健福祉士の勉強をしているところです。今後ともよろしくお願い申し上げます。

浦安市聴覚障害者協会：浦安市聴覚障害者協会と申します。よろしくお願い申し上げます。聴覚障がいを持っているものが集まり活動をしています。コミュニケーションができないということで、いろいろと苦しいこともあるので、皆さんと一緒に学べたらよいと思っております。

浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」：浦安市視覚障害者の会トパーズクラブと申します。視覚障がいというのは、若いときに失明されておられる方も多いのですが、トパーズクラブの場合はほとんどが高齢者です。高齢になってどのようになるかと言うと、視神経や網膜の神経などの神経細胞が壊死していき、毎年毎年視覚が失われていきます。一度壊死した神経は再生できませんから、よくなるということはありません。自立支援協議会では、どうも我々の実態と議論していることがしっくりこないことが多いと実感しています。権利擁護部会で、去年あたりからかなり当事者の方が発言するようになりそれが解消されつつありますが、もっと解消されていかなければいけないと思います。例えば先週、市の方とトパーズクラブの懇談会がありました。そのときに2つ問題が出されました。一つは介護保険制度に関するもので、介護認定に関して25のチェックポイントが新たに導入されました。そのチェックポイントを導入し、それを受けたら今までの介護はもういらぬというようなことになりそうだという話でした。視覚だけではなく聴覚も失われてきている方がいます。例えばチェックポイントに「椅子から立ち上がれますか」といったことが出ているのですが、どのように立ち上がれるのか、どれくらい時間がかかるのか、方向感覚はどうなっているのかといった視覚障がい者特有の問題がど

うもカバーされていないようです。もう一つは、成年後見制度の問題です。自分で判断する能力がない方は成年後見制度を受けられます。視覚障がい者で天涯孤独になってしまい、重度の視覚障がいがあった場合、自分で判断能力はあるのだけど情報を分析、理解する、取り入れる能力がないので、それができません。そのような問題が起きています。現実には、非常に大きな問題を抱えているわけであり、ここに膨大なアンケートの結果がありますが、これは我々をカバーしていない部分が多いと思います。こういったことについても改善を求めていかなければいけないと思います。これについては、他の障がい者団体の方とご一緒にやっていきたいと思っています。実態と合った自立支援協議会にしなければいけませんし、福祉計画策定委員会にしなければいけないと思います。

株式会社オリエンタルランド：オリエンタルランドでございます。福祉計画策定委員は初めての参加となります。弊社の内容としては、テーマパークの運営、経営といったところが多く、グループ会社の中にホテル事業、イクスピアリ、モノレール等で、その中の一つに障がいをお持ちの方の雇用促進、職域の拡大というところで、舞浜コーポレーションという特例子会社を保有しております。そういったところのメンバーとも連携を図りつつ、企業代表として参画をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

浦安市社会福祉協議会：浦安市社会福祉協議会と申します。よろしくお願いいたします。社会福祉協議会は地域の方々と共に、障がい、高齢、子ども分野を問わず地域福祉活動を推進している団体です。私は昨年から自立支援協議会の権利擁護部会後に入らせていただき、1年間活動させていただきました。その中で、障がいに関わる広報、啓発活動も権利擁護という部分が重要だと日頃から思っていたのですが、皆さまのお話を伺いながら更にそういったところを進めていければと思っています。障がい者福祉計画についての委員は私も初めてです。こういった経験が少しでも生かせたらと思っています。

教育研究センター：教育委員会教育研究センターと申します。よろしくお願いいたします。今回初めての参加でございます。教育研究センターは、事業の中に特別支援教育がございます。特別な支援を必要とする子どもたちの保護者の方々の相談事業、また子どもたちに接する先生方への支援や研修を担当しております。

こども発達センター：こども発達センターと申します。よろしくお願いいたします。私もこの会は初めての参加になります。うちのセンターに通所しているお子さんと、その保護者の方たちに適切な支援が提供できるように、今回この会で皆さんからいろいろとご意見を聞かせていただき、勉強していきたいと思っています。

健康福祉部次長：4月から健康福祉部次長職を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。私は今年で36年目になります。これまで総務部、企画部といったところにしか所属をしておらず、福祉部門は初めてになります。現在、猛勉強中でございます。この策定委員会を通じて、皆さんからいろいろご教示いただきました貴重な意見を極力反映する形で、よりよい計画を策定してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

事務局：委員の皆さま、どうもありがとうございました。

それでは、この後の議事進行については、委員長にお任せいたします。よろしくお願いいたします。

2 議題

委員長：議題1 計画の概要と計画策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いします

す。

事務局：事務局を務めます、浦安市障がい事業課と申します。どうぞ1年間、よろしくお願いいたします。

資料は、議題1資料（1）から（4）になります。

議題1資料（1）「計画の概要と計画策定スケジュールについて」です。

本日、浦安市障がい者福祉計画、平成27年度から29年度までのものをお配りしています。こちらは本日閲覧用としてお配りしておりますので、お持ちでない方がいらっしゃいましたらお持ち帰りいただいて結構です。そちらもご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

1. 浦安市障がい者福祉計画の概要ヒアリングの概要

（1）「主旨」として、まず浦安市内にはいくつかの計画がありますが、市の中心の計画として「浦安市総合計画」が土台としてあります。その下に各部門の計画があるという形になります。福祉部門としては、上位計画として社会福祉法で規定された「地域福祉計画」というものがあります。その下に各福祉部門の計画があります。障がい者福祉計画もここに位置づけられております。他に、浦安市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、浦安市子ども子育て総合支援総合計画などがあります。この浦安市障がい者福祉計画については、そちらとも連携、整合性を図りながら推進していきます。

2 ページ目、（2）「構成」です。この障がい者福祉計画は、15ページから78ページが第1編「障がい者計画」になっております。障害者基本法に基づき、市が取り組むべき障がい者支援の方向性、各部署が実施する市の施策を示しています。こちらが15ページから78ページなります。次に第2編として、「障がい福祉計画」81ページから110ページになります。こちらは障害福祉サービスをはじめ、地域生活に必要なサービスの見込み量と確保策を定めるものとなります。総合的な生活支援のための整備目標、必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量を示しております。

（3）「計画期間」です。今回の計画は、平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6か年計画の後期にあたります。期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの計画を今年作成します。他の浦安市内の計画の位置づけですが、浦安市総合計画は基本構想と基本計画で構成されており、基本構想は平成32年度までを目標と掲げております。その下にある、この障がい者福祉計画なのですが、平成27年4月1日から6か年の計画となりますが、中間の平成29年度に見直しをおこなうということになっておりますので、今年度見直しをし、後期の計画を立てます。

（4）「浦安市障がい者福祉計画策定委員会」は、本日開催されている会議になります。こちらは、計画を策定するために設置されたものです。設置期間は、平成29年5月15日から計画策定終了までとなっております。策定終了の予定は、平成30年3月31日となっております。委員の構成は26人で、先ほどもお伝えした通り、浦安市自立支援協議会の委員が20人、当事者団体に所属する部会の委員が4人、障害福祉サービス事業所代表の部会の委員が1人、関係機関に所属する部会の委員が1人、合計26人となります。事務局は障がい事業課がおこないます。先ほど司会から申し上げた通り、会議は傍聴が可能となります。委員名を記載した議事録をホームページで公開するとなっております。こちらは委員を依頼する前に通知いたしました。前回の策定委員会は委員名を記載した議事録をホームページで公開しておりました。障がい者福祉計画の冊子の最後にも委員名が掲載されておりますので、公表されます。この議事録において、委員名を記載す

るかどうかという点については、後ほどご意見をいただければと思います。ご意見によっては、自立支援協議会と同じように、団体名のみ記載するといった形に変更は可能です。

続きまして、2.計画策定スケジュール(1)年間のスケジュールの予定です。

「市役所担当課進捗状況調査」は、市内の各部署でおこなっています。主に第1編の障がい者計画のほうで掲載されている、各部署のおこなっている障がい福祉に関する施策事業の進捗状況を5月、6月で調査します。これまでの進捗と、新規事業などがあればそちらも報告していただきます。

「福祉計画策定委員会」については、6回予定しております。5月、7月、10月、11月、1月、2月に開催予定となっております。

「部会の意見収集」については、自立支援協議会の委員さんはすべてこの策定委員会のほうに入らせていただいております。部会のほうでの意見を聴取することになっておりますので、これから各部会で年3、4回おこなわれますが、自立支援協議会の各部会のほうでも毎回計画策定について議題として挙げ、意見を収集するという形になります。5月から11月を予定しております。

「当事者団体のヒアリング」は、7月を予定しております。第2回の計画策定委員会で、このようなヒアリングを実施しますということを報告し、その後に団体さんのほうにヒアリングをおこないたいと思っております。団体さんのほうのご都合もありますので、6月くらいには内容や実施する期間をお示して、団体さんのほうに投げていきたいと思っております。

「計画素案の策定」は、7月から11月を予定しております。

「計画素案の提示」は、12月に提示をします。

12月に浦安市の市民の皆さんに「パブリックコメント実施」して広く意見を伺います。

「パブリックコメント回答」は、1月くらいになります。パブリックコメントの回答を受け「計画素案修正等」をし、「計画最終案提示」が1月から2月になります。

最後の計画策定委員会で計画の最終案を決め「計画書印刷製本」、3月末には「計画策定及び公開」となります。

(2)策定委員会の日程と議題案です。

第1回は本日お示しした通りです。

第2回につきましては、市役所の担当課の進捗状況調査の結果をご報告いたします。また、当事者団体に対するヒアリングの実施について内容をお伝えします。

第3回については、当事者団体ヒアリング結果を報告します。また、それまでに計画素案を作成し、その素案についても協議していただきます。

第4回については、この計画の素案について、またパブリックコメントの実施について議題とします。

第5回については、パブリックコメントの実施結果について、また計画の最終案について協議していただきます。第6回については、計画の最終案の決定を行うという流れになります。

(3)部会の意見収集です。

各部会の課題に相当する施策等について意見を収集します。

(4)当事者団体等ヒアリングです。

こちらに書いております団体さんと、浦安市の通所施設などの利用者さんにもヒアリ

ングをおこなう予定になっております。

最後に、3.業務委託です。

先ほどもご紹介させていただきました通り、この計画策定にあたり報告書の取りまとめ、議事録作成、素案の作成など、コンサルティング業務をおこなっている株式会社名豊さんのほうに業務を委託しております。

議題1資料(2)は、策定委員会設置要綱になっておりますのでご確認いただければと思います。

議題1資料(3)は、今回の策定委員名簿です。

議題1資料(4)は、計画策定委員会のスケジュールです。こちらは現在の予定であり、都合により変更させていただく場合がありますので、その都度ご連絡させていただきます。

議題1については以上となります。

委員長：ありがとうございます。ただ今の説明についてご質問、ご意見はございませんか。

NPO法人発達わんぱく会様、お願いします。

NPO法人発達わんぱく会：発達わんぱく会です。2ページの「計画の期間」で、6か年計画の後期とあります。その下の図をみると、平成29年から30年にかけて「見直し」と書いてあります。それに関して教えていただきたいのですが、見直すということはゼロからつくるわけではないので何でもかんでも変えられるわけではないと思います。かと言って現状でよいからそのまま何も変えないというわけにもいかないと思います。後期にあたり見直しということで、こういった変更はできないといったことや、こういったときには必ず修正しなければいけないといったことはありませんか。例えば新たな項目をつくったり、削ったりするということはできない、あるいは見込み量が2割くらい増減すれば必ず見直さなければならぬといったことがあれば教えてください。

委員長：障がい福祉計画については、3年ごとの更新になります。上の障がい者計画のほうは6か年の計画を立てているのですが、3年目の中間見直しの時期にあたるという理解でよろしいですか。その後、今のご懸念事項である、見直しにあたっての制約等があるのかという点について、お願いします。

事務局：障がい事業課です。障がい者計画も障がい福祉計画についても、国が示している方向性や基本方針にのっとっております。障がい者計画については、障害者基本法による国の障がい者基本計画、また障がい福祉計画については、総合支援法による障がい福祉計画の基本方針というものが国から示されておりますので、ここと整合性をとっていかねなければいけないと考えております。浦安市でつくっている計画を踏襲していくとは思いますが、例えば重点項目といったところについては、浦安市のアンケート、ヒアリングなども含め浦安市が課題としているところを掘り起こし、それについて重点項目を挙げたり、加えたり、削除したりということをおこなっていきたいと思っています。前回とまったく同じ施策体系でなければいけないといったことはありません。3年前とは状況が変わっているということもありますし、また国の方針なども変わってきております。それに沿ってアンケートやヒアリングを基に、3年後の見直しとしてよりよいものをつくっていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

委員長：計画については、両計画とも国が一定の指針を示しており、大枠はそれに沿って市のほうもつくっていきます。見直しの制約というのは特になくはないと思います。浦安市の独自の問題について、こういった計画を立てたいということであれば制約なしに後期3年で

あっても載せていければよいと思っています。

その他ご質問はありますか。株式会社オリエンタルランドさん、お願いします。

株式会社オリエンタルランド：オリエンタルランドです。今のご質問の確認ですが、お手元に障がい者福祉計画の平成27年度から29年度版で、今年度が最終年度というところで事業計画があると思います。これを前期とすると、次の平成30年から32年度の後期版をここで策定していくのですね。策定にあたっては、国の法律の改正などを反映して進めていくのだと思います。一点伺いたいのは、浦安市の総合計画とも整合を図りつつおこなうと言われました。この総合計画の基本構想というのは平成32年度版まででき上っていると思いますが、行政のトップが変わり、この辺の見直しはあるのでしょうか。もしあった場合、そことの整合性をどうとっていかなければいけないのだろうかと思います。それと、次回なのかどうかかわからないのですが、平成29年度がスタートしたばかりでなかなか進捗や成果指標の到達ラインはみえにくいかもしれないのですが、前期の成果の振り返りをしっかり共有してから、次の3年があるべき姿だということを見せたほうがよいと思います。

委員長：基本構想に関しては、見直しはあるのかというご質問です。

事務局：障がい事業課です。今のところ、基本構想は変わるということはありません。

委員長：続いて、平成27年、28年度の成果を踏まえなければならないということについてはいかがでしょうか。

事務局：平成27年度については、昨年の協議会の中でも少しご報告させていただきました。これから各部署の進捗状況調査を進めることになっております。それは平成28年度の進捗状況の報告になります。次回の策定委員会でご報告できると思います。

健康福祉部次長：健康福祉部次長です。補足します。市の総合計画は、基本構想20年、基本計画が10年、基本計画が前期10年、後期10年という構成になっております。基本構想20年については、議会の議決が当時必要でしたので基本構想について、基本的に変わる余地はないです。後期の第2期基本計画については、現段階で平成32年度まで計画が措置されています。この総合計画の下に毎年度行っている実施計画があります。そこで具体的な福祉計画の中で人口推計などそういったものを反映していくということにはなりますが、大枠での市のバイブルとも言える総合計画についての改訂はありません。以上です。

委員長：大きな基本構想なので、そごが出るような細かい話は載っていないと思います。あまりご心配はないと思います。

他にはございませんか。健康福祉部次長、お願いします。

健康福祉部次長：先ほど事務局から意見をお伺いしたいという中で、議事録の作成のスタイルについてございました。市のほうで情報公開条例があり、情報公開の運営の手引きの中では、委員がどのような発言をしたかということで、今回の自立支援協議会では団体名のみ記載させていただくということで進めることになりました。この策定委員会についても、そういったスタイルでおこなうのか、あるいは議事要旨という形で、参加者名、どのような資料を配ったのか、会議次第、何を決めるのか、その後に主な意見という形で、どのような団体の委員がご発言をしたのかということは記載しないで要点だけ箇条書きで議事要録という形で処理するという2通りがあります。市の場合は、90%以上は議事要旨という形で進めていますが、議事録にするのか、議事要旨にするのかはこの場で決めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長：議事録とするか、議事要旨とするかということについて、ご意見を伺えますか。浦安

市視覚障害者の会「トパーズクラブ」様、お願いします。

浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」：視覚障害者の会トパーズクラブです。2001年の情報公開法の趣旨から言えば、議事録が原則であるべきだと思いますので、自立支援協議会と同様にすることを希望します。

委員長：その他、ご意見ございますか。介護給付費等の支給に関する審査会様、お願いします。

介護給付費等の支給に関する審査会：介護給付費等の支給に関する審査会です。これまでも議事録という形で計画策定をおこなってきたと思います。個人的には、年齢を重ねると前に発言したことを忘れてしまうということがあります。送られてきた議事録をみて自分の中で確認をするということ、それから前回の問題点はこういったことで、こういう意見を出されたということが用紙になると細かいところがみられるので、今まで通り議事録にさせていただいたほうがよいです。

委員長：その点では、議事要旨とした場合に、委員の皆さんに議事メモとしての議事録は共有しつつ、公開は議事要旨だけということになりますか。それとも議事要旨のみということで、今介護給付費等の支給に関する審査会様のご心配にあるように議事録は一切表れないのかということをお教えいただきたいと思います。

健康福祉部次長：健康福祉部次長です。基本的にはホームページ等に公開するものが議事録という形になります。ですから2通りはつくらないということです。

委員長：では委員会のメンバーにおいても、議事要旨しか残らないのですね。

健康福祉部次長：議事録しか残りません。議事録をつくと、それを概要でまとめた議事要旨はわざわざ作りません。議事録1本です。

委員長：今、介護給付費等の支給に関する審査会様のご心配にあったように、議事録を公開ということにしないと誰が何を言ったかという詳細が残らず、仮に議事要旨のみ公開とするとそれは一切わからないということになるということでしょうか。

健康福祉部次長：議事要旨しか作成しなければ、議事要旨しか残りません。議事録をつくっておけば、誰がどのような発言をしたかは残ります。ただ、議事録を作成する上では、すべての委員の皆さんが責任を持ってご発言するということですので、議事録案をつくってからすべての委員の方に一語一句記載されていることに間違いがないか確認をしていただきます。それから、冒頭で90%程度は市のスタイルでいくと、市の審議会は50くらいあるのですが、ほとんど議事要旨になっています。議事録は自由闊達な意見を言いづらくなってしまふというデメリットも出てきます。体制としては議事要旨ですが、冒頭で申し上げました通り、この委員会の多数として決めていただくということですので、事務方としては委員の皆さまが議事録のほうがよいということであれば議事録を作成します。

委員長：メリット、デメリットは両方あると思います。議事要旨であればスピーディーであり、ある程度自由闊達な意見ができるというところがあると思います。また、ホームページをみる市民にとっても、議事録のように長いものが何十ページにもわたるというよりは、ポイントおさえた議事要旨のほうがよいという方がいるかもしれません。一方で、議事録がないと議論の振り返りがしにくくなりますし、それぞれ責任を持って委員は発言をしているので、それで構わないという意見もあると思います。今のご意見も踏まえて、ご意見をお聞きしたいと思います。副委員長、お願いします。

副委員長：浦安手をつなぐ親の会です。浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」様に聞きたいのですが、先ほど自立支援協議会方式でよいというご発言でしたが、自立支援協議会

の議事録は団体名だけしか記載されておりません。今回の案内には、議事録には委員の氏名を記載するということになっています。ですから、一つひとつの議事録に氏名まで載せるかをきちっと決めていただきたいと思います。自立支援協議会方式では団体名ですが、それでよいのかどうかをお聞きしたいです。

委員長：浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」様、お願いします。

浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」：トパーズクラブです。自立支援協議会でも最初は個人名を入れることになっていました。それによって、個人的に被害を受けるようなことが生じたので、団体名だけにすることになりました。私は、個人的に被害を受けるようなことがあってはならないと思いますので、団体名だけでよいと思います。

委員長：事務局に確認します。配られた資料では氏名を公表するとなっていますが、そこも含めてご意見を伺った上で決めるということによろしいですか。

事務局：障がい事業課です。福祉計画の冊子の方には、策定委員会の名簿は載ります。ただ議事録につきましては、今のご意見をもとにしたいと思いますので、おっしゃられた通り議事録をつくり、氏名は記載せずに団体名のみという形でも対応できます。

委員長：わかりました。議事要旨でよいというご意見はございませんか。では、決をとりたいと思います。団体名での議事録形式で公開したほうがよいと思う方は挙手をお願いします。

浦安市聴覚障害者協会（手話）：もう一度説明してください。

委員長：まず議事録形式がよいか、議事要旨形式がよいかです。議事録形式で公表すべきだと思う方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、まずは議事録形式が決まりました。次に、団体名か個人名かで決をとりたいと思います。団体名がよい方、挙手をお願いします。賛成多数ということで、公表の仕方につきましては、議事録形式で団体名のみという形をお願いします。

その他、ご意見ご質問がなければ議題2に入ります。

障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画に係る基本方針について、事務局から説明をお願いします。

事務局：障がい事業課です。議題2資料「障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画に係る基本方針について」をご覧ください。

1. 障がい者基本計画についてです。

先ほどからお話にありましたように、第1編、障がい者計画につきましては、障害者基本法による国の障害者基本計画というものが、それをもとに方向性としてつくっていきます。第2編の障がい福祉計画については、総合支援法による障害福祉計画の基本方針というものが国のほうで見直されておりますので、そちらの指針をもとにつくっていきます。第1編の障害者基本計画については、まだ平成30年度から34年度の5か年の国の計画ということになりますが、まだ方向性が示されておられません。今回は、法律の関係するところの抜粋のみになっております。

まず、(1)「障害者権利条約」ですが、2006年国連で採択されたものになります。障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しているものであります。こちらについては、日本は平成26年1月20日に条約を締結しており、今回の障害者基本計画につきましてはこの条約締結後初めての基本計画となります。国のホームページなどをみると、この条約との整合性の確保というところが重点であると書いてございます。

(2)「障害者基本法」については、障害者権利条約の成立を受けて見直されたものです。障害者基本法第11条により、国は「障害者基本計画」、都道府県・市町村は「障害者計画」を策定することが規定されております。主な関係する条文について抜粋しておりますのでご覧いただければと思います。主に第3条から第5条が関係するところです。「地域社会における共生等」、「差別の禁止」、「国際的協調」といったところが条文に記載されております。こちらにつきましても、今後国から方向性が示されましたら策定委員会のほうでお話させていただきたいと思っております。

続きまして、2.障がい者計画(第5期)に係る基本方針です。

こちらは、国のほうが基本方針を示しております。次の、平成30年度から32年度の第5期障害福祉計画の基本方針が出ております。基本方針の主な改正内容ということで、5点示させていただいております。

(1)「地域共生社会の実現のための規定の整備」が一点目の改正内容になります。こちらは、地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進するものになります。

(2)「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」で、こちらは前回からの見直しになります。前回の基本方針では、精神科病院から地域生活への移行といった方針が示されていましたが、そこから見直され、地域包括ケアシステムの構築という言葉が入りました。地域包括ケアシステムは、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援サービス提供体制というものになりますが、主に今までは介護保険のほうで高齢者向けに考えられてきたものなのです。これも精神障がいに対応したものを構築するということが掲げられています。

(3)「障がい児支援の提供体制の計画的な整備」として、平成30年度の児童福祉法の改正により、先ほど委員長からもお話がありましたように、障がい児の福祉計画につきましても義務づけられました。障がい児の通所、入所支援について、サービス提供体制を計画的に確保するということが盛り込まれました。

(4)「発達障がい者支援の一層の充実」

(5)「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定」ということで、さまざまな目標設定がされております。例えば、「平成32年度末までに、地域生活支援拠点等を整備」する、「平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保」するというような目標が設定されております。

議題2については、以上です。

委員長：ただ今の説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。大枠のフレームの説明ですのでよろしいでしょうか。では議題3、4に移ります。

議題3、当事者・事業者アンケート調査結果報告、議題4、市の現状について、まとめて事務局から説明をお願いいたします。

事務局：障がい事業課です。議題3、議題4、同時にご説明させていただきます。

まず議題3、アンケート調査結果報告と障がい福祉サービスの提供に係る調査結果概要報告です。お手元に「浦安市障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書」を置かせていただきました。ピンク色の冊子になります。こちらは、昨年度浦安市内の手帳をお持ちの方対象にアンケート調査を実施しました。その結果報告書になります。約5,000人に対してアンケート調査を実施しました。時間がないので内容についてはここでは触れませんが、今後この結果報告書を基に計画策定をしてまいります。次回より必

要に応じてこの冊子をお持ちいただければと思います。本日はお持ち帰りください。

続きまして、議題3資料「障がい福祉サービスの提供にかかる調査結果概要報告」をご覧ください。こちらについては、第6回自立支援協議会の資料としてもお渡ししております。当事者の方に対するアンケート調査と並行して、障害福祉サービス事業所のほうにもアンケート調査を実施しました。目的としては、障がい者福祉計画の策定にあたり、福祉サービスの提供体制の計画的な整備をおこなうため、障害福祉サービスを提供している事業所の状況や意見等を伺うことを目的に調査を実施したものです。

こちらの調査対象としては、浦安在住の障がい者に福祉サービスを提供している事業者、浦安に住民票のある障がい者の入居している施設ということで、市外の事業者でも浦安の方にサービスを提供していれば対象となります。

回答数としては、141事業所となっております。

簡単に、特徴のみ本日はご報告させていただきます。3年前の調査結果とほぼ変わりません。

3ページ「浦安での事業展開」では、浦安での事業参入を、居宅サービス、通所事業所、児童のサービスなどサービスごとに聞いております。今後、浦安に「事業参入を考えている」又は、「側面的支援があれば参入を考える」というところで各事業所に聞いています。前回よりも「事業参入を考えている」や「側面的支援があれば参入を考える」といった事業所が大幅に減っている状態です。

2ページ目の「⑤今後の事業展開」のところでも、前は「拡大を考えている」事業所が40%で1位でしたが、3年後の今回の調査では「現状のまま」が1番多く、34%となっております。

5ページの「7.円滑な事業運営を進めていく上で、困難を感じる」ということで、前回と同じく「人材の確保」が1位となっております。前回の1位の回答数65から、回答数121ということで、やはり人材確保が困難と感じている事業所が多いということがわかります。

議題3については以上です。

続きまして、議題4資料をご覧ください。

訂正がございます。本日議題4資料「市の現状について」になります。こちら1ページ目の「浦安市障がい者手帳所持者の推移」のところ、数値が間違っておりましたので差し替えをお願いいたします。こちらについては、間違っていたところもございましたので、読み上げさせていただきます。

「浦安市の障がい者手帳所持者の推移」です。平成24年から平成29年、6か年の推移をお示ししております。平成27年から平成29年については、3月末現在の数値となっております。平成24年から平成26年については、1月現在の数値となっております。

平成24年度、人口162,679人。身体障害者手帳2,685人、人口割合1.65%。療育手帳598人、人口割合0.37%。精神障害者保健福祉手帳474人、人口割合0.29%となっております。平成25年度、人口162,155人。身体障害者手帳2,774人、ここから前年比が入ってきます。前年比103.31%、人口割合1.71%。療育手帳626人、前年比104.68%、人口割合0.39%。精神障害者保健福祉手帳527人、前年比111.18%、人口割合0.32%。平成26年、人口162,952人。身体障害者手帳2,837人、前年比102.27%、人口割合1.74%。療育手帳660人、前年比105.43%、人口割合0.41%。精神障害者保険福祉手帳617人、前年比117.08%、人口割合0.38%。平成27年、人口163,719人。身体障害者手帳2,869人、前年

比101.13%、人口割合1.75%。療育手帳680人、前年比103.03%、人口割合0.42%。精神障害者保健福祉手帳695人、前年比112.64%、人口割合0.42%。平成28年、人口165,411人。身体障害者手帳2,918人、前年比101.71%、人口割合1.76%。療育手帳716人、前年比105.29%、人口割合0.43%。精神障害者保健福祉手帳780人、前年比112.23%、人口割合0.47%。平成29年、人口167,463人。身体障害者手帳3,038人、前年比104.11%、人口割合1.81%。療育手帳733人、前年比102.37%、人口割合0.44%。精神障害者保健福祉手帳850人、前年比108.97%、人口割合0.51%となっております。

後は、特徴のみお話させていただきます。

今の障がい者手帳所持者の推移は、平成26年度から平成29年度で507人増加しております。12.3%の増です。その中でも、精神障害者保健福祉手帳については、平成24年度から平成29年度の5年間で376人の増加、79.3%の増加となり、精神障害者保健福祉手帳の増加率がとても多くなっています。

2ページをご覧ください。こちらは「年齢別障がい者の状況」です。10歳階級別の割合です。身体障がい者については、60歳までは人口割合が1%前後となっておりますが、60歳から69歳が人口の3.35%、70歳から79歳が6.93%、80歳以上になると12.27%ということで、やはり60歳以上の身体障がい者の割合がとても多くなっております。身体障がい者の60歳以上の割合は約7割です。

続きまして、精神障がい者の40歳から49歳がいちばん高くなっております。30歳から59歳の年齢割合が高く、3年前と同様ですが人口割合の0.7%前後を推移しております。

3ページをご覧ください。「年齢別障がい者の状況」です。0歳から17歳、18歳から64歳、65歳以上という3区分で人数と人口割合を示しております。人数も人口割合も年々増加傾向にあります。平成24年度から平成29年度のものが載っておりますが、年々少しずつ増えています。ここでも精神障がい者の増加傾向がとても著しいということがわかります。

議題4については以上です。

委員長：資料4の2ページの下グラフですが、「平成26年3月末現在」となっています。これは平成29年でよろしいですか。

事務局：平成29年です。訂正させていただきます。

委員長：何かご意見、ご質問ございますか。介護給付費等の支給に関する審査会様、お願いします。

介護給付費等の支給に関する審査会：審査会です。精神障がい者の数なのですが、これは手帳所持者に限ったということでしょうか。精神障がい者であっても手帳を持たないで自立支援医療だけを利用されている方もいらっしゃるのですが、手帳を持っている人の数で区切っているのですか。

委員長：今回は、手帳所持者ということになっています。

介護給付費等の支給に関する審査会：すべて統一して、ここで細かく中を調べたということですね。

委員長：今のご質問は、自立支援医療の給付を受けている方で、手帳を持っていない方も精神障がい者のカテゴリに入りますが、今回の調べた内容としては手帳所持者だけということでもよろしいかというお話ですがいかがでしょうか。

事務局：今回は、手帳所持者についてのみ数値と年度ごとの推移をお示ししています。

委員長：この表については、精神障害者手帳所持者ということをございます。

その他にはよろしいでしょうか。介護給付費等の支給に関する審査会様、お願いします。

介護給付費等の支給に関する審査会：この数値だけでは、実態がみえてこないところもあると思います。精神障がい者の方に限れば、実際に障がいを持っていらっしゃるけれど手帳は申請をしないということで、それにはいろいろと理由があると思うのですが、手帳の所持者だけでこの数値を出すと少し実態とは離れてしまうのではないかと危惧しています。こういった形で出されたことに関して、結果としてこれでよいとは思いますが、今後を含めてその辺の兼ね合いをどうしたらよいか考えたほうがよいと思います。

事務局：障がい事業課です。今回の資料は、前回と同じデータということで、推移をみるためにお出ししています。計画書の中には、自立支援医療受給者ということで人数の推移を出しています。今後の計画策定に必要ということになるので、必要なデータとして自立支援医療受給者も出していきたいと思います。

介護給付費等の支給に関する審査会：それであれば結構です。

事務局：計画書の113ページには、平成21年度から平成25年度の自立支援医療受給者の統計が載っております。そちらもご参考にしてください。

委員長：いちょうの会様、お願いします。

いちょうの会：いちょうの会です。先ほど介護給付費等の支給に関する審査会様から、手帳をもらっていない方もいるのではないかというご質問でした。確かに私どもの家族会には手帳をもらっていない方も何人かおります。また、お医者さんにかかっている方もいます。そこは統計と多少は違ってくると思います。

委員長：その他、ご意見ご質問はございますか。

今回は、数字についてご報告がありました。次回第2回でヒアリング等をおこなうということです。各団体ごとにおこなうということですが、7月ということで時間も多少はありますので、各団体でアンケートをとったり、内部でヒアリングの内容を詰めていただければと思います。全体の数字をみて、かつヒアリングで細かい話も聞き、今後計画をつくっていきます。全体を通して、ご意見ご質問はございますか。浦安市自閉症協会様、お願いします。

浦安市自閉症協会：自閉症協会です。当事者団体等ヒアリングが気になります。わかりやすい名前をついた団体名には声をかけやすいと思います。就労していらっしゃる方ですと、障がい者福祉センターさんやソーシャルサポートさんなど、大勢の人が通っている施設は声をかけやすいと思うのですが、実際には特に当事者団体、自閉症協会もそうなのですが、親の会に入っていない方が多いです。でもそういった方も通所はしていらっしゃいます。でも大きいところに通所していなければ、そういった人たちは漏れてしまいます。そういった方たちの声を拾う場というのはあるのでしょうか。いろいろな場面で情報がいき渡っていないことがあります。じゃあどのように声をかければよいのかと思われると思いますが、そこも工夫をこらして、例えば「手をつなぐ親の会」で会員ではない、またその他親の会には入っていないけれど意見を聞いてもらえるように声をかけてみるとか、どんどん広げていかないとはいけません。どこの親の会もそうなのですが、新しい方は入ってきません。正直、今ある古い団体に新しい人に来てくださいと言っても無理だと思います。自閉症協会的に、新しい人を呼び込むのは危ないと思っている部分もあります。そういったことも踏まえ、でもやはりいろいろな人の声を拾わないとダメだという気持ちはあります。具体案がなくて申し訳ないのです。

が、できることがあれば私たちも協力したいと思うので、こぼれる人がないように声を拾えるような工夫をしていただけたらと思います。

委員長：事務局、何かありますか。行政としては会を呼ぶしかないと思います。浦安の場合は、それにプラスして大きい事業者の利用者に声かけをしています。そういった意味では丁寧に拾っているとは思いますが。今言われたように、自閉症でも会に入っていない方にも呼びかけて意見を拾っていき、自閉症協会としてのヒアリングの意見として出すという工夫はよいのではないかと思います。行政としては、自閉症協会に入っている会員だけの声を拾いたいという趣旨ではないと思います。いかがですか。

事務局：ご意見ありがとうございます。団体さんのほうにもご協力いただけますとたくさんの声が拾えると思っております。7月に団体ヒアリングの予定はしているのですが、団体さんのほうに事前にヒアリングシートを書いていただいたり、そういった声を集めていただくということも増えてくると思います。7月が無理であればもう少し伸ばすということもできます。柔軟に時間をとっていきたいと思います。素案をつくるのが11月になりますので、8、9月までにヒアリングが終わればよいと考えております。団体さんのほうで、意見を収集する時間をとれたらよいと考えております。

委員長：自閉症協会に限らず、各団体さんも含め、会員とその周辺に声をかけていただいて幅広く意見を集約しておいていただけるとよりよいものになると思います。ご協力をよろしく願いいたします。

その他、ご意見ご質問はありませんか。時間を過ぎているようなので、ここで議事を終了したいと思います。最後に事務局から報告事項等お願いします。

事務局：障がい事業課です。資料の差し替えなどもあり大変お時間をとってしまいました。申し訳ございません。次回、7月13日を予定しております。場所は健康センター第1会議室になります。次回から、1時30分から先に計画策定委員会を開催し、終了後、自立支援協議会を開催します。よろしく願いいたします。また本日、現在の計画書を閲覧用として置かせていただいたのですが、在庫の関係もありご自宅にお持ちの方につきましては、そちらをお使いいただき、お持ちでない方についてはお持ち帰りいただければと思います。また、アンケート結果報告書については、次回より必要に応じてご持参ください。よろしく願いいたします。

委員長：それではこれもちまして、第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を終了いたします。本日はお忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。

平成29年5月22日（月）
午後3時～
文化会館 大会議室

平成29年度第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 計画の概要と計画策定スケジュールについて
- (2) 障害者基本計画及び第5期障害福祉計画に係る基本方針について
- (3) 当事者・事業者アンケート調査結果報告
- (4) 市の現状について

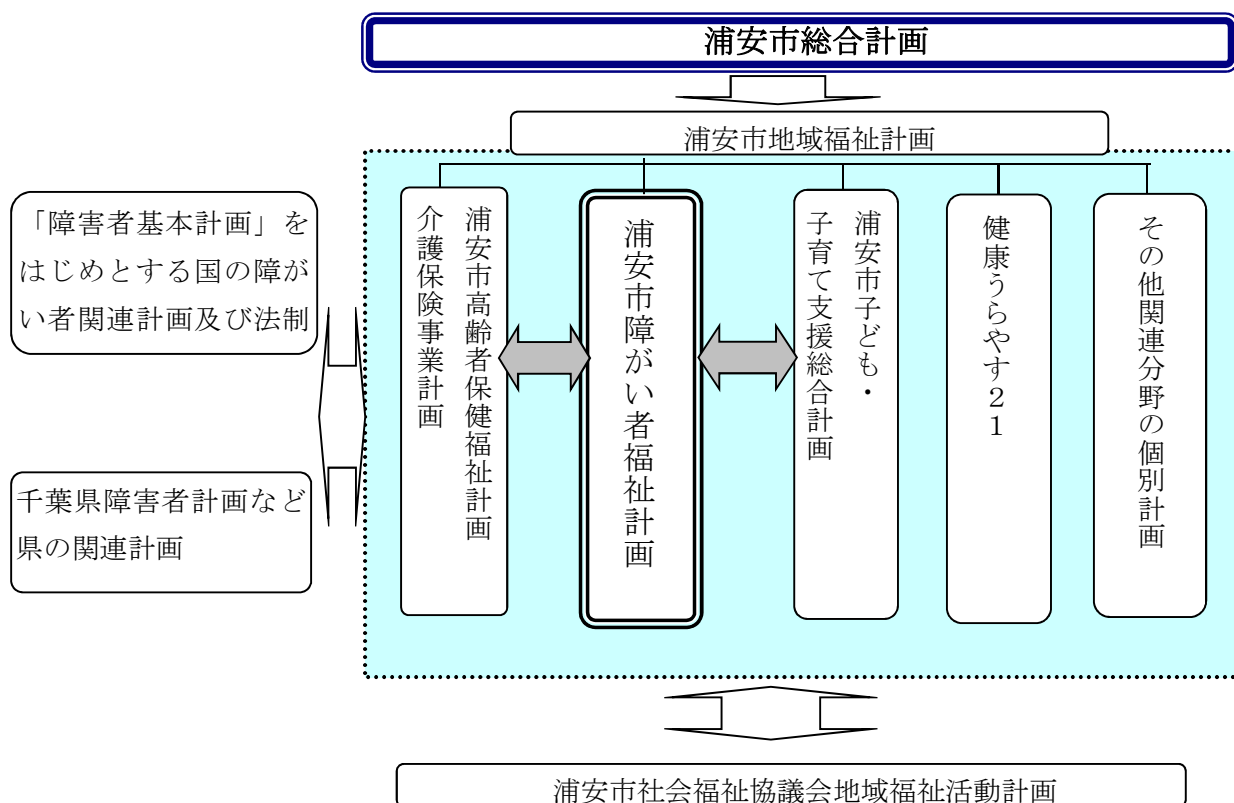
3. 閉会

計画の概要と計画策定スケジュールについて

1. 浦安市障がい者福祉計画の概要

(1) 主旨

「浦安市総合計画」の部門計画として策定し、市総合計画との整合性を保ち、また、国・県の関連計画とも連携を図りつつ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する。



(2) 構成

①第1編「障がい者計画」

障害者基本法に基づく。

市が取り組むべき障がい者施策の方向性を示すもの。

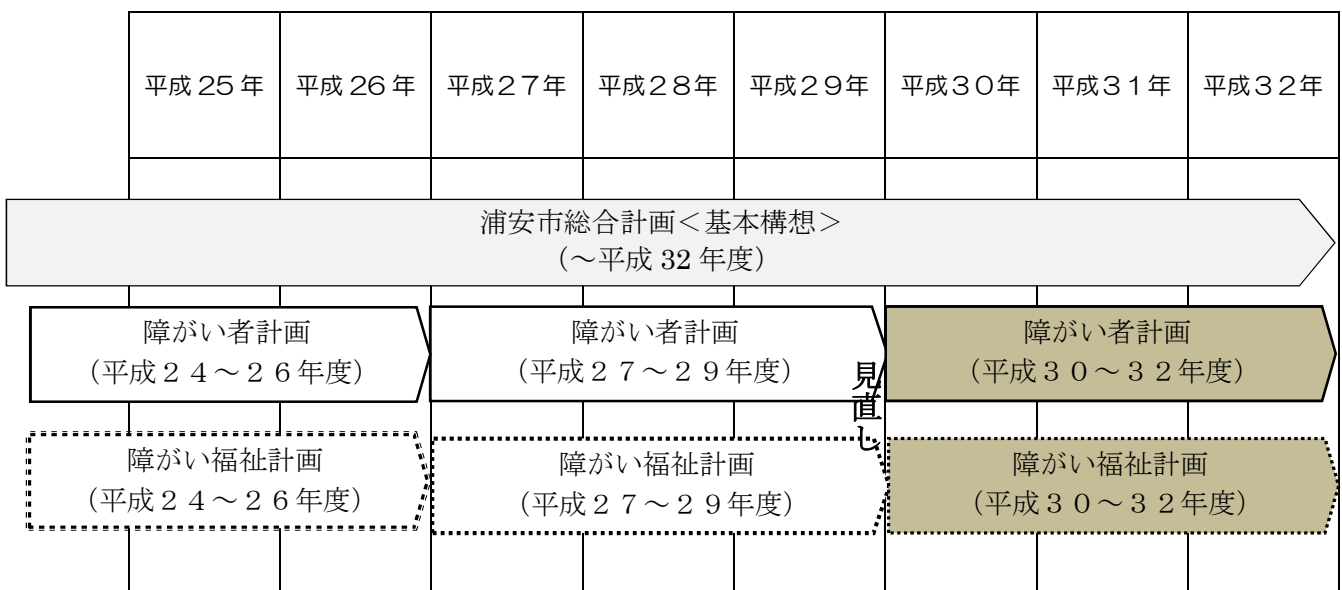
②第2編「障がい福祉計画」

障害者総合支援法に基づく。

障がい福祉サービスをはじめ地域生活に必要なサービスの見込み量と確保策を定めるもの。

(3) 計画期間

平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6か年計画の後期（平成30年4月1日から平成33年3月31日まで）計画



(4) 浦安市障がい者福祉計画策定委員会

計画を策定するため、「浦安市障がい者福祉計画策定委員会」を設置する。

①設置期間 平成29年5月15日～計画策定終了まで

②構成 委員 26人

浦安市自立支援協議会の委員 20人

当事者団体に所属する部会の委員 4人

障害福祉サービス事業所代表の部会の委員 1人

関係機関に所属する部会の委員 1人

事務局 障がい事業課

③その他 会議は傍聴可。委員名を記載した議事録をホームページで公開する。

2. 計画策定スケジュール

(1) 年間スケジュール (予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市役所担当課進捗状況調査		←→										
福祉計画策定委員会		○		○			○	○		○	○	
部会の意見収集		←→										
当事者団体等ヒアリング				○								
計画素案策定			←→									
計画素案提示									○			
パブリックコメント実施									↔			
パブリックコメント回答										○		
計画素案修正等										←→		
計画最終案提示											○	
計画書印刷製本											←→	
計画策定及び公開												○

(2) 策定委員会の日程と議題案

日程	議題
第1回 5月22日	(1) 計画の概要と計画策定スケジュールについて (2) 障害者基本計画の及び第5期障害福祉計画に係る基本方針について (3) 当事者・事業者アンケート調査結果報告 (4) 市の現状について
第2回 7月13日	(1) 現計画の進捗状況について (2) 当事者団体ヒアリングの実施について (3) 計画の構成と重点項目について
第3回 10月12日	(1) 当事者団体ヒアリング実施結果報告 (2) 計画の素案について
第4回 11月16日	(1) 計画の素案について (2) パブリックコメントの実施について
第5回 1月11日	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 計画最終案について
第6回 2月22日	(1) 計画最終案の決定について

(3) 部会の意見収集

各部会の課題に相当する施策等について意見を収集する。

例) こども部会 療育・教育の充実に関すること

権利擁護部会 理解と交流の促進、自立と社会参加の促進に係ること など

(4) 当事者団体等ヒアリング (予定)

いちよりの会、浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」

浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」、浦安市自閉症協会

浦安市聴覚障害者協会、浦安手をつなぐ親の会、市役所内ワークステーション勤務者

自立支援協議会本人部会委員、身体障害者福祉会、障がい者福祉センター利用者

身体障がい者福祉センター利用者、ソーシャルサポートセンター利用者

千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ (50音順)

3. 業務委託

ヒアリングの実施と報告書の取りまとめ、福祉計画策定委員会の議事録作成、福祉計画の作成は、コンサルティング業務をおこなっている事業者に業務を委託する。

浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 浦安市障がい者福祉計画（平成27年度～平成32年度）の後期計画（平成30年度～平成32年度）（以下「本計画」という。）の策定をするため、浦安市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

2 委員長は、浦安市自立支援協議会（以下「協議会」という。）会長が兼任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、協議会副会長が兼任し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、協議会委員及び協議会の部会の委員のうちから市長が指名した者をもって充てる。

(掌握事務)

第3条 委員会は、本計画の策定に関する事項を協議する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、会議を招集する。

2 委員長は、前項の規定に代えて、メール等の電子的な方法を用いて行うことができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出を求め又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報については、その職を退いた後も、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい事業課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(この要綱の失効)

第10条 この要綱は、本計画の策定が終了する日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

(浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱(平成26年5月1日施行)は、廃止する。

議題1資料(4)

障がい者福祉計画策定委員会スケジュール

平成29年5月15日現在

名称	回	日程	曜日	会議時間	会場(予定)
障がい者福祉計画策定委員会	第1回	5月22日	月	午後3時～4時30分	文化会館大会議室
障がい者福祉計画策定委員会	第2回	7月13日	木	午後1時30分～3時	健康センター第1会議室
障がい者福祉計画策定委員会	第3回	10月12日	木	午後1時30分～3時	本庁舎4階会議室S2・3
障がい者福祉計画策定委員会	第4回	11月16日	木	午後1時30分～3時	本庁舎4階会議室S2・3
障がい者福祉計画策定委員会	第5回	1月11日	木	午後1時30分～3時	健康センター第1会議室
障がい者福祉計画策定委員会	第6回	2月22日	木	午後1時30分～3時	本庁舎4階会議室S2・3

※ 日時及び会場については、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

※ 計画策定委員会と自立支援協議会を同日開催し、計画策定委員会終了後に、自立支援協議会本会を開催予定です。

障害者基本計画及び第 5 期障害福祉計画に係る基本方針について

1. 障害者基本計画について

(1) 障害者権利条約

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している

- 障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）を禁止
- 障がい者が社会に参加し、包容されることを促進
- 条約の実施を監視する枠組みを設置 など

⇒日本は、平成 26 年 1 月 20 日に批准（条約を締結）

国の「障害者基本計画（第 4 次）」は、この条約批准後初の基本計画であり、条約との整合性の確保に重点が置かれる。

(2) 障害者基本法

障害者基本法第 11 条により、国は「障害者基本計画」、都道府県・市町村は「障害者計画」を策定することが規定されている。

(障害者基本法抜粋)

(目的)

第 1 条 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現

(地域社会における共生等)

第 3 条 第 1 条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第5条 第1条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

2. 障害福祉計画（第5期）に係る基本指針

障害者総合支援法第88条により、市町村が、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることが規定されている。また、児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられた。

基本指針の主な改正内容

(1) 地域共生社会の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進する。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3) 障害児支援の提供体制の計画的な整備

以下の柱を盛り込み、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を新たに追加

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

(4) 発達障がい者支援の一層の充実

発達障がい者支援地域協議会の設置が重要であることなどを追加

(5) **障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定**

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行や、入所者削減目標の設定
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、障がい保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ③ 平成32年度末までに、地域生活支援拠点等を整備
- ④ 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保 など

浦安市障がい者福祉計画の施策の基本方向について(図)

* 現計画の基本方向



3. 当事者・事業者アンケート結果の計画への反映

○当事者アンケート

ニーズの把握、障がいのある方を取り巻く状況の変化の確認

⇒障がい者計画：新規事業・事業拡大等の検討の基礎資料

障がい福祉計画：必要なサービス量の把握の基礎資料

○事業者アンケート

サービスの提供の状況と新たな事業展開の可能性の把握

⇒障がい者計画：事業の拡大等の検討の基礎資料

障がい福祉計画：必要なサービスを提供するための確保策の基礎資料

障害福祉サービスの提供にかかる調査結果概要報告

1. 調査概要

(1) 調査の目的

浦安市障がい者福祉計画の策定にあたり、福祉サービスの提供体制の計画的な整備をおこなうため、障がい福祉サービスを提供している事業所の状況や意見等を伺うことを目的に調査を実施したものです。

(2) 調査対象及び回答数

このアンケート調査は、以下のとおり、浦安在住の障がい者に福祉サービスを提供している事業者及び浦安に住民票のある障がい者の入居している施設に調査を実施しました。

調査対象	回答数
<ul style="list-style-type: none"> ・浦安在住の障がい者に福祉サービスを提供している事業者 ・浦安に住民票のある障がい者の入居している施設 	141 事業所 (61.8%)

(3) 調査方法及び調査実施期間

このアンケート調査の調査方法及び調査実施期間は以下のとおりです。

調査方法	調査実施期間
郵送法(郵送による配布・回収)	平成28年12月21日～平成29年1月25日

2. 提供している福祉サービスについて

141 事業所

質問	回答	件数	%
①利用者の新規等利用 申込みへの受入状況	1 余裕がなく、定期利用者以外の受入れは困難	47	33.3
	2 余裕はややある	67	47.5
	3 余裕は十分ある	22	15.6
	未回答	5	3.5
②国保連及び市への請 求事務	1 業務にかなり負担を生じる	17	12.1
	2 業務に負担を生じる場合がある	70	49.6
	3 業務に負担はない	50	35.5
	未回答	4	2.8
③利用者からの一部負 担金（利用料）の徴 収事務等	1 業務にかなり負担を生じる	8	5.7
	2 業務に負担を生じる場合がある	52	36.9
	3 業務に負担はない	49	34.8
	4 一部負担金の徴収事務はない	27	19.1
	未回答	5	3.5
④事業所の収支状況	1 赤字である	29	20.1
	2 収支はほぼ均衡	67	47.5
	3 黒字である	37	26.2
	未回答	8	5.7
⑤今後の事業展開	1 現時点ではわからない	46	32.6
	2 縮小を考えている	4	2.8
	3 現状のまま	49	34.7
	4 拡大を考えている	40	28.4
	未回答	2	1.4

3. 浦安での事業展開

	現在、市内で事業を実施している事業者 (参考)	浦安での事業展開			
		事業参入を 考えている	側面的支援が あれば 参入を考える	事業参入 しない	現時点では わからない
1. 居宅介護	21	1	0	45	28
2. 行動援護	1	3	0	51	33
3. 同行援護	12	3	1	49	32
4. 重度訪問介護	20	1	0	51	27
5. 重度障害者等包括支援	0	0	0	56	30
6. 短期入所	3	1	1	50	28
7. 生活介護	7	4	0	48	30
8. 療養介護	0	0	0	56	30
9. 機能訓練	2	0	1	55	30
10. 生活訓練	1	0	1	52	28
11. 就労移行支援	3	3	2	48	29
12. 就労継続支援 A(雇用型)	4	2	2	50	34
13. 就労継続支援 B(非雇用型)	7	2	3	48	34
14. 共同生活援助(グループホーム)	6	2	4	50	30
15. 施設入所支援	0	0	0	55	27
16. 児童発達支援	7	0	1	51	33
17. 放課後等ディサービス	12	1	2	48	29
18. 保育所等訪問支援	2	0	2	56	29
19. 地域相談支援	2	0	0	54	31
20. 計画相談支援	9	1	1	48	31
21. 障害児相談支援	7	1	1	48	32
22. 移動支援	22	0	0	50	28
23. 地域活動支援センター	4	0	1	55	28
24. 日中一時支援	12	0	1	48	27
25. その他		0	1	29	16

* 側面的支援で回答が多かったもの

職員の確保、人件費の補助

4. 利用者の希望どおりのサービスが提供されているか 141 事業所

	件数	%
1. 十分提供できている	33	23.4
2. どちらかといえば提供できている	93	66.0
3. どちらかといえば提供できていない	12	8.5
4. 提供できていない	0	0
未回答	3	2.1

5. 利用者からの相談 141 事業所 複数回答

	件数
1. サービス内容に関するもの	104
2. 利用手続きに関するもの	66
3. 職員の態度に関するもの	23
4. 施設・設備に関するもの	39
5. 障がい程度区分の認定に関するもの	6
6. 利用料、利用者負担に関するもの	39
7. 特に相談は受けていない	17
8. その他	25

* その他の内容

人間関係、就労、成年後見 等

6. 利用者からの苦情

141 事業所 複数回答

	件数
1. サービス内容に関するもの	49
2. 利用手続きに関するもの	17
3. 職員の態度に関するもの	40
4. 施設・設備に関するもの	20
5. 障がい程度区分の認定に関するもの	3
6. 利用料、利用者負担に関するもの	9
7. 特に苦情は受けていない	56
8. その他	10

*その他の内容

他の利用者について 等

7. 円滑な事業運営を進めていく上で、困難を感じること 141 事業所 複数回答

	件数
1. 利用者の確保	38
2. 人材の確保	121
3. 職員の資質向上	87
4. 従業員の福利厚生などが不十分	14
5. 介護報酬単価が低い	35
6. 運営・運転資金の確保	18
7. 事務所の確保や維持	5
8. 事務作業の量が多い	47
9. 特に困難を感じていることはない	4
10. その他	6

8. サービスの質の確保・向上への取り組み 141事業所

(1) 利用者の満足度や利用者からのサービスの質の評価に取り組んでいますか
(利用者のアンケート等)

取り組んでいる	85 (60.3%)
現在は取り組んでいない	52 (36.9%)
未回答	4 (2.8%)

(2) サービスに苦情があった場合の対応を行う責任者や窓口を設置していますか

責任者や窓口を設置している	138 (97.9%)
責任者や窓口は設置していない	0 (0.0%)
未回答	3 (2.1%)

(3) サービスに苦情があった場合の手続きや対応方法について文書やマニュアルにより定説に対応していますか。

文書やマニュアルにより適切に対応している	120 (85.1%)
文書やマニュアルはない	18 (12.8%)
未回答	3 (2.1%)

(4) 事故発生や事故予防のための手続きや対応方法について、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか。

文書やマニュアルにより適切に対応している	127 (90.1%)
文書やマニュアルはない	11 (7.8%)
未回答	3 (2.1%)

(5) 事故発生時に速やかに対応を行うために、損害賠償保険に加入していますか。

損害賠償保険に加入している	133 (94.3%)
損害賠償保険に加入していない	3 (2.1%)
未回答	5 (3.5%)

(6) 秘密保持、プライバシーについて、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか

<u>文書やマニュアルにより適切に対応している</u>	<u>132 (93.6%)</u>
文書やマニュアルはない	6 (4.3%)
未回答	3 (2.1%)

(7) 衛生管理に関する手続きや対応方法について、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか

<u>文書やマニュアルにより適切に対応している</u>	<u>115 (81.6%)</u>
文書やマニュアルはない	21 (14.9%)
未回答	5 (3.5%)

(8) 職員の健康管理に関する手続きや対応方法について、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか

<u>文書やマニュアルにより適切に対応している</u>	<u>101 (71.6%)</u>
文書やマニュアルはない	34 (24.1%)
未回答	6 (4.3%)

(9) 雇用職員（非常勤者を含む）について就業規則を定め、個別に雇用契約を結んでいますか

<u>個別に適正な契約を結んでいる</u>	<u>138 (97.9%)</u>
契約を結んでいない場合がある	0 (0.0%)
未回答	3 (2.1%)

(10) 利用者から、職員の交代の要望等があった場合の対応方法について、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか

<u>文書やマニュアルにより適切に対応している</u>	<u>49 (34.8%)</u>
<u>文書やマニュアルはない</u>	<u>86 (61.0%)</u>
未回答	6 (4.2%)

9. 災害時の準備体制

(1) 災害発生時の対応方法について、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか

はい	<u>1 2 2 (86.5%)</u>
いいえ	1 2 (8.5%)
未回答	7 (5.0%)

(2) 事業所内の講習会・研修を実施していますか。

半年に1回以上行っている	<u>9 3 (66.0%)</u>
1年に1回程度行っている	2 2 (15.6%)
行っていない	2 1 (14.9%)
未回答	5 (3.5%)

10. 会議、研修

(1) サービス担当者会議を実施していますか
*朝礼、連絡等の軽易なものは含みません

はい	<u>1 3 1 (92.9%)</u>
いいえ	5 (3.6%)
未回答	5 (3.6%)

(2) 事業所内の講習会・研修を実施していますか。

はい	<u>1 2 9 (91.5%)</u>
いいえ	9 (6.4%)
未回答	3 (2.1%)

(3) 外部の講習会・研修に参加していますか。

はい	<u>1 3 4 (95.0%)</u>
いいえ	4 (2.8%)
未回答	3 (2.1%)

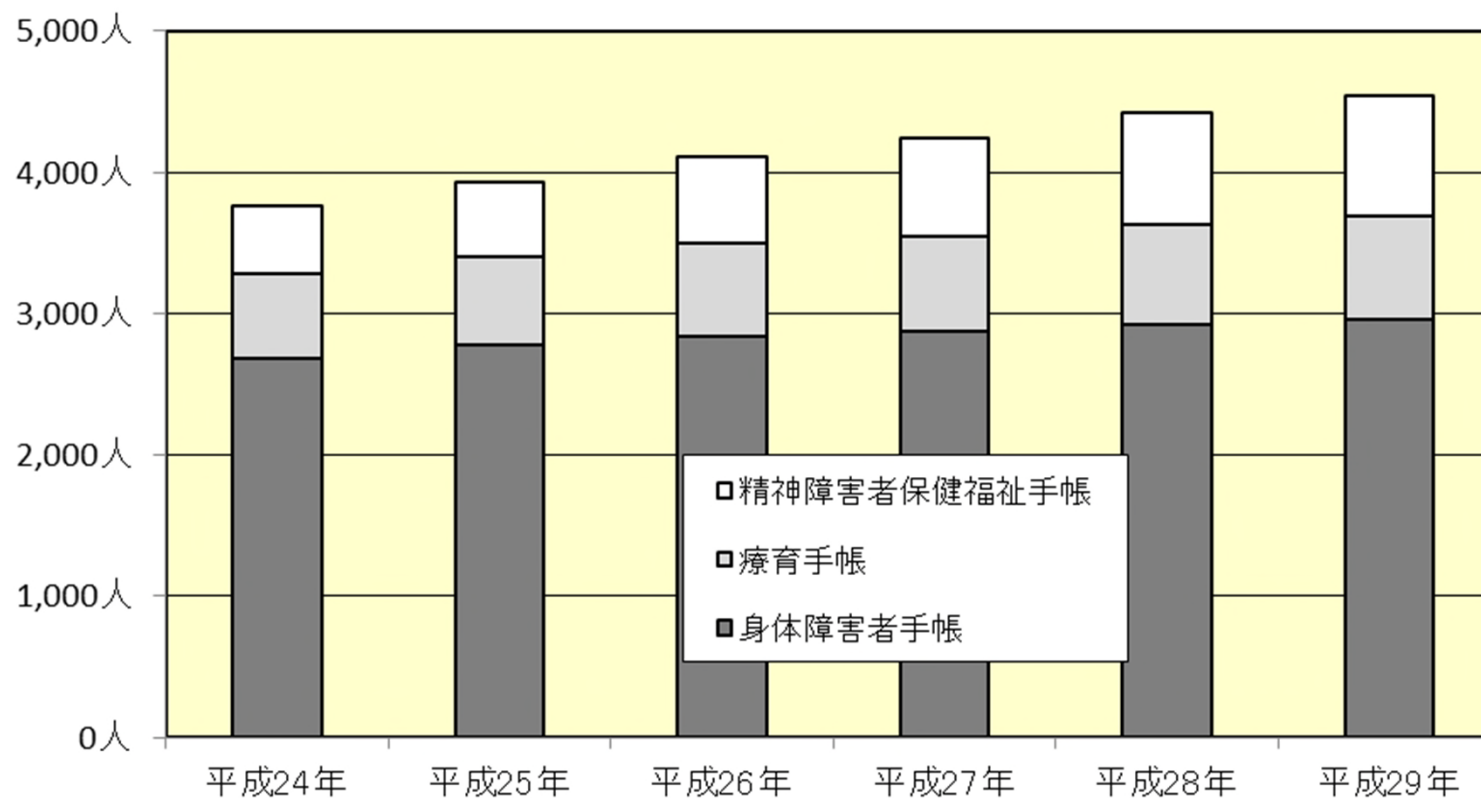
市の現状について

浦安市の障がい者手帳所持者の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人 口	162,679人	162,155人	162,952人	163,719人	165,411人	167,463人
前年比	—	99.68%	100.49%	100.47%	101.03%	101.24%
身体障害者手帳	2,685人	2,774人	2,837人	2,869人	2,918人	2,955人
前年比	—	103.31%	102.27%	101.13%	101.71%	101.27%
人口割合	1.65%	1.71%	1.74%	1.75%	1.76%	1.76%
療育手帳	598人	626人	660人	680人	716人	733人
前年比	—	104.68%	105.43%	103.03%	105.29%	102.37%
人口割合	0.37%	0.39%	0.41%	0.42%	0.43%	0.44%
精神障害者保健福祉手帳	474人	527人	617人	695人	780人	850人
前年比	—	111.18%	117.08%	112.64%	112.23%	108.97%
人口割合	0.29%	0.32%	0.38%	0.42%	0.47%	0.51%
手帳所持者の合計	3,757人	3,927人	4,114人	4,244人	4,414人	4,538人
前年比	—	104.52%	104.76%	103.16%	104.01%	102.81%
人口割合	2.31%	2.42%	2.52%	2.59%	2.67%	2.71%

○人口は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口

浦安市の障がい者手帳所持者の推移



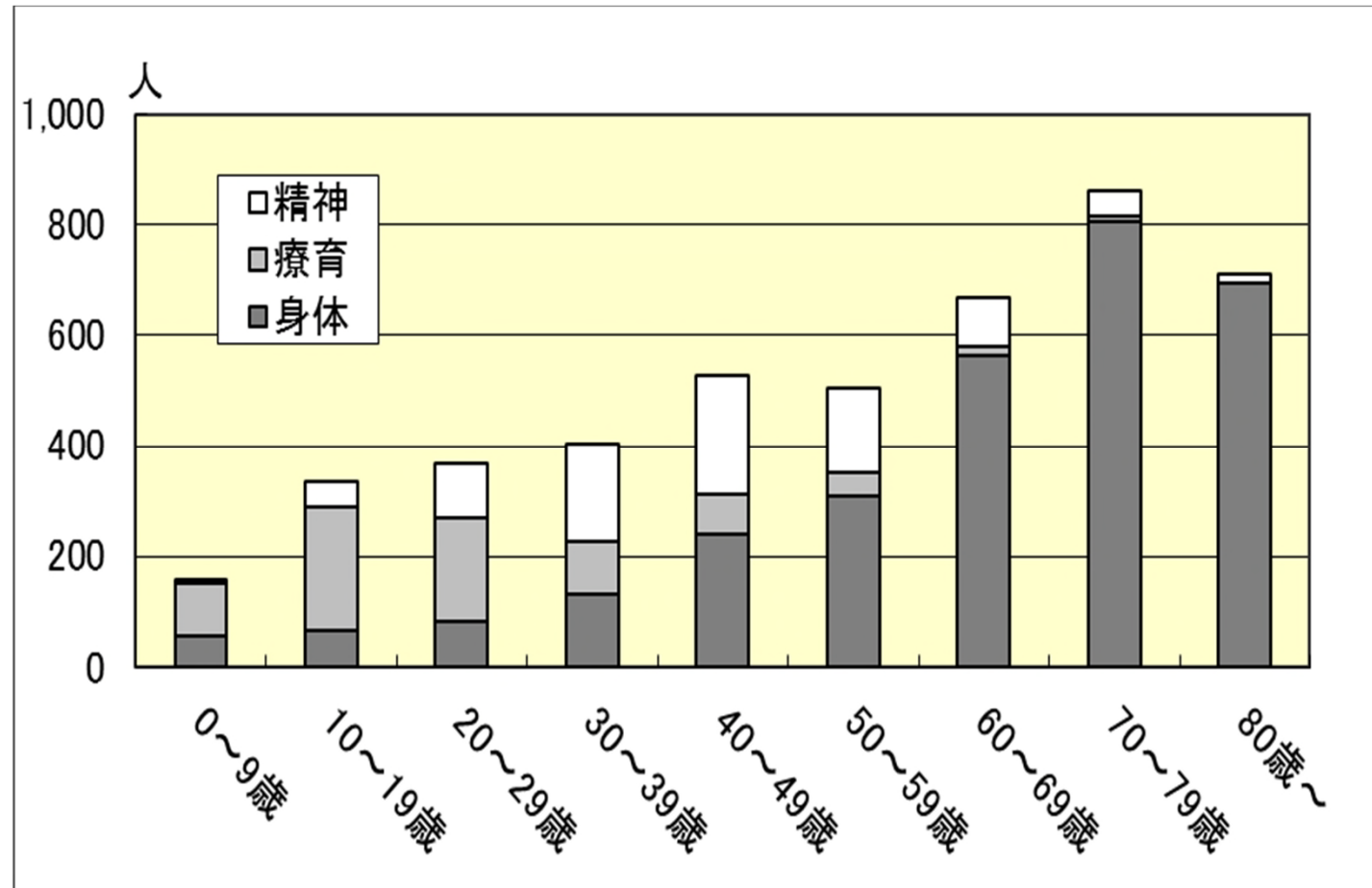
年齢別障がい者の状況

○平成29年3月末現在 年齢10歳階級別

	住基人口	身体	人口割合	療育	人口割合	精神	人口割合
0～9歳	14,682	57	0.39%	93	0.63%	7	0.05%
10～19歳	18,302	68	0.37%	220	1.20%	47	0.26%
20～29歳	24,131	82	0.34%	188	0.78%	98	0.41%
30～39歳	23,903	133	0.56%	94	0.39%	178	0.74%
40～49歳	30,417	241	0.79%	71	0.23%	216	0.71%
50～59歳	20,793	310	1.49%	40	0.19%	155	0.75%
60～69歳	17,393	564	3.24%	16	0.09%	89	0.51%
70～79歳	12,082	805	6.66%	11	0.09%	44	0.36%
80歳～	5,760	695	12.07%	0	0.00%	16	0.28%
計	167,463	2,955	1.76%	733	0.44%	850	0.51%

年齢別障がい者の状況

○平成29年3月末現在 年齢10歳階級別



年齢別障がい者の状況 平成27年～29年

H29年 3月末	住基人口	身体	人口 割合	療育	人口 割合	精神	人口 割合
0～17歳	29,082	107	0.37%	258	0.89%	40	0.14%
18～64歳	110,808	991	0.89%	456	0.41%	713	0.64%
65歳～	27,573	1,857	6.73%	19	0.07%	97	0.35%
計	167,463	2,955	1.76%	733	0.44%	850	0.51%
H28年 3月末	住基人口	身体	人口 割合	療育	人口 割合	精神	人口 割合
0～17歳	29,201	107	0.37%	269	0.92%	34	0.12%
18～64歳	109,634	1,005	0.92%	430	0.39%	649	0.59%
65歳～	26,576	1,806	6.80%	17	0.06%	97	0.36%
計	165,411	2,918	1.76%	716	0.43%	780	0.47%
H27年 3月末	住基人口	身体	人口 割合	療育	人口 割合	精神	人口 割合
0～17歳	29,547	113	0.38%	267	0.90%	25	0.08%
18～64歳	108,773	1,001	0.92%	398	0.37%	575	0.53%
65歳～	25,399	1,755	6.91%	15	0.06%	95	0.37%
計	163,719	2,869	1.75%	680	0.42%	695	0.42%

年齢別障がい者の状況 平成24年～26年

H26年1月	住基人口	身体	人口割合	療育	人口割合	精神	人口割合
0～17歳	30,232	110	0.36%	268	0.89%	19	0.06%
18～64歳	108,644	1,040	0.96%	373	0.34%	515	0.47%
65歳～	23,502	1,712	7.28%	12	0.05%	96	0.41%
計	162,378	2,862	1.76%	653	0.40%	630	0.39%
H25年1月	住基人口	身体	人口割合	療育	人口割合	精神	人口割合
0～17歳	30,621	108	0.35%	262	0.86%	12	0.04%
18～64歳	109,030	1,040	0.95%	346	0.32%	423	0.39%
65歳～	22,220	1,606	7.23%	14	0.06%	80	0.36%
計	161,871	2,754	1.70%	622	0.38%	515	0.32%
H24年1月	住基人口	身体	人口割合	療育	人口割合	精神	人口割合
0～17歳	31,106	108	0.35%	257	0.83%	9	0.03%
18～64歳	108,405	1,023	0.94%	311	0.29%	389	0.36%
65歳～	20,353	1,545	7.59%	14	0.07%	69	0.34%
計	159,864	2,676	1.67%	582	0.36%	467	0.29%

難病疾患者の状況 浦安市難病疾患見舞金登録者数より

平成29年3月末現在		登録者数	人口割合	住基人口
浦安市難病疾患見舞金登録者数		988	0.590%	167,463人
年齢別内訳	0～17歳	145	0.087%	
	18～64歳	536	0.320%	
	65歳～	307	0.183%	
疾患別内訳	特定疾患	816	0.487%	
	小児慢性特定疾患	168	0.100%	
	先天性血液凝固因子障害	4	0.002%	